



6 諷 監 公 表 第 1 号
令和6年9月20日

諷訪市監査委員 中澤 芳雄

諷訪市監査委員 吉澤 美樹郎

住民監査請求に基づく監査の結果について（公表）
（豊田小「コミュニティスクール創造事業費」支出命令業務に関する措置請求）

地方自治法第242条第1項の規定により提出された諷訪市職員措置請求について、
監査の結果を同条第5項の規定により公表する。

諏訪市監査委員 中澤 芳雄

諏訪市監査委員 吉澤 美樹郎

諏訪市職員措置請求の監査結果

第1 請求人 略

第2 請求書の収受

本請求は、令和6年7月30日にこれを収受した。

提出された請求書の要件を審査した結果、市の財務会計上の行為に対する必要な措置の要求がないことと資料の不足が認められたため、補正した。

第3 請求書の受理

本請求は、令和6年8月13日にこれを受理した。

第4 請求の要旨

請求の要旨については、次のとおりである。

(事実証明資料は省略)

豊田小「コミュニティスクール創造事業費」支出命令業務に関する措置請求の要旨

請求の要旨（原文のまま引用）

豊田小コミュニティスクール創造事業費に係る「地域コーディネーター謝礼」の支払いに疑義があるので、監査をお願いします。

請求事項（是正項目）

(1) 公金の支出には、業務の企画書・予算書ないし発注書、および業務終了報告書（業務日誌や会計簿、成果報告などを含む）の提出を以って内容を検討し、検収し支払いをすること。蛇足ではあるが、いずれの書類も関係機関長の検印が必要である。この基本プロセスは、地域がコミュニティスクールに参加する基礎となる。

(2) 信州型コミュニティスクールの趣旨に則り、地域住民との運営委員会を密に開催し、地域に開かれたものにする。主な協働活動は、運営委員会で熟議し、地域に情報を流すこと。

(3) コミュニティスクール創造事業費は、「学校と地域が課題を出し合い、育てたい子ども像を共有する」ことが目的であり、例えば、「稲作ボランティアの後継をどうするか」の募集活動の実施」等に使うことを求める。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

第 5 監査の実施

本件請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき次のとおり監査を実施した。

1 監査対象課所

諏訪市教育委員会事務局教育総務課

2 証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対して、令和 6 年 8 月 23 日に地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

3 監査対象事項の決定

請求書及び陳述から次のとおりとした。

(1) 公金の支出には、業務の企画書・予算書ないし発注書、及び業務終了報告書（業務日誌や会計簿、成果報告などを含む）の提出をもって内容を検討し、検収し支払いをすること。

地方自治法第 242 条第 1 項により、住民監査請求の対象となる事項は、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行、若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、または違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときに限られていることにより、地域コーディネーター謝礼の支出対象となる業務の決定過程と業務の検収方法（当該怠る事実の是正）を監査の対象とした。

(2) 信州型コミュニティスクールの趣旨に則り、地域住民との運営委員会を密に開催し、地域に開かれたものにする。主な協働活動は、運営委員会で熟議し、地域に情報を流すこと。

(3) コミュニティスクール創造事業費は、「学校と地域が課題を出し合い、育てたい子ども像を共有する」ことが目的であり、例えば、「稲作ボランティアの後継をどうするか」の募集活動の実施」等に使うことを求める。

請求事項(2)及び(3)については、コミュニティスクール活動への意見であるため、監査の対象とならない。

第6 監査の結果

結 論

本件は措置の必要を認めない。

以下に監査結果及び判断を記述する。

1 確認した事実

本件請求に関し、以下の事実を確認した。

地方自治法第242条第1項は、「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

請求人は、公金の支出には、業務の企画書・予算書ないし発注書、及び業務終了報告書（業務日誌や会計簿、成果報告などを含む）の提出をもって内容を検討し、検収し支払いをすることとして、本請求では豊田小コミュニティスクール運営協議会の議事録や事業報告書の存在が確認できなかったため、業務終了時の検収方法の是正を求めたものと解される。

コミュニティスクール創造事業費に係る地域コーディネーターは、学校と地域の活動をつなぐ役割を担っており、教育委員会が委嘱をしている。

地域コーディネーターへの謝礼の支払は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和35年諏訪市訓令第4号）に基づく支出で、教育委員会において確保した学校予算を、教育総務課の予算から支出をしており、年度当初の教頭会やコミュニティスクール連絡会で、各校への年間割り当て金額を枠配分し、さらに学校長、教頭、地域コーディネーターに事務処理方法や報酬単価などを説明し了解を得て実施していることを確認した。

地域コーディネーターに活動を依頼する事業の決定は、豊田小コミュニティスクール運営協議会において協議がされているものと思われるが、議事録がないため活動の承認について確認はできなかった。しかし、今回の請求における稲作学習の地域コーディネーターへの発注書等の書類は確認できなかったものの、学習を進めるにあたり、発泡スチロール

田んぼに変更し、地域コーディネーターの稲作学習の活動に対し協力を依頼することについては、学校長、教頭、担任及び地域コーディネーター等関係者で話し合いがなされ決定したことを陳述の中で確認した。

地域コーディネーターの謝礼の支払に当たっては、地域コーディネーターは、年度当初の説明のとおり1か月ごとの活動報告を「コミュニティスクール創造事業コーディネーター活動日誌（以下「活動日誌」）」に記載し学校へ提出し、学校では、提出された「活動日誌」と学校長が作成した「コミュニティスクール創造事業コーディネーター勤務状況整理簿（以下「勤務状況整理簿」）」を、学校長と地域コーディネーターの双方で確認し押印した上で、「活動日誌」と一緒に教育総務課に提出し報告していることを確認した。

教育総務課では、報告に基づき地域コーディネーターへの謝礼について、1か月ごとに取りまとめて支出をしているが、各校から提出された「活動日誌」と「勤務状況整理簿」で活動内容を確認し、検収し支出している。また、支出の際の根拠書類として、この2種類の書類を添付していることを確認した。

コミュニティスクール創造事業費の活動費は、地域コーディネーター謝礼の他に、消耗品費を各校に12,000円ずつ枠配分していることを確認した。請求人の疑義に基づき、令和6年度の発泡スチロール箱のマイ田んぼに対する支出について確認したが、稲の苗については地域事業者からの協力により無償提供を受けて実施しているため、消耗品費からの稲の苗代の支出はないことを確認した。

2 違法又は不当な公金の支出について

豊田小コミュニティスクール創造事業費に係る地域コーディネーターへの謝礼の支出にあたっては、学校長からの依頼に基づき、地域コーディネーターから毎月学校へ提出される「活動日誌」により、ひと月単位の活動報告書の提出を受け、その記載の内容と学校長作成の「勤務状況整理簿」を学校長と地域コーディネーターの双方で確認し押印した上で、「活動日誌」と一緒に教育総務課に提出し報告している。

教育総務課では、年度当初に説明したとおり、各学校から提出された「活動日誌」と「勤務状況整理簿」により活動内容を確認し、謝礼を支出する際の根拠書類としていることから、「活動日誌」と「勤務状況整理簿」により検収を行っていることが確認できた。

今回の稲作学習について、田んぼから発泡スチロール箱のマイ田んぼに変更した経緯について学校運営協議会での承認の有無は確認できなかったが、学習活動の方針は学校長、教頭、担任、地域コーディネーターを含めた話し合いの中で決定していることを確認しており、請求人の主張する学校運営協議会で決定されたことを確認できなかったことだけで、不当な支出であるとは言えない。

よって、財務会計上の違法、不当な支出は認められないことから、請求に理由がないと判断するものである。

付 記

請求人のいう「学校でのコミュニティスクール活動（信州型コミュニティスクールから

令和5年度に国型のコミュニティスクールに移行)が趣旨に則り、地域住民との運営委員会を密に開催し、地域に開かれたものにする事」や「目的に沿った活動となっていないこと」に対して、事務執行全般について監査を請求することができる事務監査請求には、有権者の50分の1以上の署名が必要である。(地方自治法第75条)